高浜町販路開拓支援事業補助金交付要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、町内の中小企業者等が開発した製品、技術等を積極的に公開宣伝するための各種見本市、展示会等への出展、インターネットサイトへ出店・出品した場合の補助金を交付することについて、高浜町補助金等交付規則（平成 15 年規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を規定することにより、円滑な販路開拓を支援し、もって本町産業の振興及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

（補助金交付対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定する中小企業者及び個人事業者であって、町税を滞納していないものとする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、年度内に契約及び支払われる次の各号に掲げるものとする。

（１）町内において製造、加工、開発された製品及び体験、サービス等を町外において、不特定多数の者に周知させるための展示会（オンラインで開催される展示会・商談会を含む）、見本市その他これらに類する催事に出展する事業とし、福井県嶺南地域及び京都府中丹地域は補助対象外とする。

（２）町内において製造、加工、開発された製品及び体験、サービス等をインターネットから購入・予約することができるサイト、ネットショップへの登録・出店・出品する事業とし、自社のサイトは補助対象外とする。

２　他の制度による補助金、助成金等の交付を受ける場合にあっては、他の制度の対象となる経費については本事業の補助対象から除く。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、１回につき１０万円を限度とする。

２　前項の場合において、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、高浜町販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、展示会等が開催される日の３０日前までに提出しなければならない。

ただし、町長が特別の事業があると認めた場合は、この限りでない。
３　年度中の交付申請は１事業者につき第３条１項各号それぞれ１回限りとする。
（交付決定）
第７条　町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高浜町販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（変更の申請及び承認）
第８条　前条の規定により補助金の決定内定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ高浜町販路開拓支援事業補助金変更承認申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業計画の軽微な変更である場合については、町長と協議してその指示に従うものとする。
２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに申請者に対し承認する旨を通知するものとする。

（実績報告）
第９条　交付決定者は補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して２０日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、添付書類については提出期限がこれにより難いと町長が認めた場合は、別に定める日までとする。
（１） 事業実績報告書（様式第４号）
（２） 補助対象経費の支出を証する書類の写し
（３） 補助対象事業の実施状況を証する写真
（４） その他町長が必要と認める書類

（額の確定）
第１０条　町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）
第１１条　交付決定者は、前条の通知を受けたときは、町長に補助金の請求を行うものとする。
２　町長は、前項の請求があったときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）
第１２条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の取消し、又は変更することができる。
（１） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
（２） この要綱の規定により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき

（３） その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消し、又は交付決定の変更を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

ただし、第３条２項の改正規定は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年５月１日に一部改正する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日に一部改正する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日に一部改正する。

附　則

この要綱は、令和５年４月３日に一部改正する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日に一部改正する。

別表（第４条関係）

経費区分	補助対象経費
出展費・出店費・出品費	出展小間料、会場使用料、オンライン展示会・商談会の登録料、参加料、ＥＣサイト出店料・出品料・利用料
展示装飾費	会場等の装飾に係る設営又は撤去に要する経費、光熱水費とその使用に係る設備工事に要する経費
広告宣伝費	パンフレット、カタログ、ポスター、名刺、案内状及び販促品等の作成に要する経費
運搬費	製品、資材等の梱包又は運搬に要する経費
旅費 （１事業１日につき１名分）	公共交通機関利用運賃（ＪＲ運賃は町内駅購入に限る）、有料道路通行料、レンタカー代、宿泊費